

一定の農事組合法人の行う農業に係る法人事業税の非課税について（お知らせ）

長野県／県税事務所

地方税法の規定（第72条の4第3項）により、一定の農事組合法人が行う農業に対しては、法人事業税が非課税とされています。長野県では、その具体的な取扱いについて以下のとおり定めましたので、事業税申告の際は添付書類等の提出に御協力をお願いします。

1 内容

(1) 農業が非課税となる農事組合法人について

農業が非課税となる農事組合法人かどうかの具体的な判定は、別紙1「農事組合法人の課税・非課税判定フロー」によって行ってください。（注：農地法改正により、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人の呼称と要件が変更となっています。）

なお、判定の結果、農業が非課税となる農事組合法人は、申告書を提出する際に、下記2「申告書添付書類」を添付してください。

(2) 非課税となる農業の範囲について

- ① 日本標準産業分類の「大分類A－農業、林業：中分類01－農業：011－耕種農業」の米作、野菜作、果樹作、花き作等
- ② ①に関連（付帯）する事業（例えば、当該法人の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として当該法人の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているもの等）で、この事業の収入金額が、①の収入金額の2分の1を超えない場合

(3) 課税標準となる所得金額の算定方法について

- ① 課税事業と非課税事業との区分計算が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によって按分して計算した金額（別紙2「農事組合法人に係る所得金額計算書」）によって計算してください。
- ② 課税事業と非課税事業とを区分経理している場合は、当該区分して計算した金額によって計算してください。

2 申告書添付書類

(1) 非課税対象となる農事組合法人であることが確認できる書類

- ① 毎年度「農業委員会」に提出する当該事業年度の「農地所有適格法人報告書」の写し等（確定申告書の提出期限において、当該事業年度の農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出していない場合は、農林水産省令で定める提出期限までに別途提出しても差し支えありません。）
- ② 「農民」以外の者を組合員とする農事組合法人にあつては、各組合員ごとの出資口数を確認できる書類

(2) 別紙2「農事組合法人に係る所得金額計算書」

なお、課税事業と非課税事業とを区分経理している場合は、この計算書ではなく、区分経理に用いた計算書等（「農業部門」「農業に付帯する事業」「その他」の所得金額の内訳がわかるもの）

(3) 法人税申告書 別表四の写し

(4) 貸借対照表、損益計算書（雑収入明細書を含む。）

(5) 損益計算書への計上金額と別紙2「所得金額計算書」に移記された金額が一致しない場合は、確認できるもの

(6) その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類